

# ○西東京市ホームページ広告掲載に関する事務取扱要綱

---

## 西東京市ホームページ広告掲載に関する事務取扱要綱

### 第1 目的

この要綱は、西東京市広告掲載要綱（平成18年12月26日付18西企企第265号市長決裁。以下「要綱」という。）及び西東京市広告掲載基準（平成18年12月27日付18西企企第272号市長決裁）に基づき、西東京市（以下「市」という。）のホームページに有料で掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 広告の掲載位置

広告の掲載位置は、市長が指定した位置とする。

### 第3 掲載広告の種類・規格

広告の種類は、バナー広告（ホームページ上の広告画像をクリックすることにより広告主のホームページへ接続される広告をいう。）とする。

2 広告の1枠当たりの規格は、別表のとおりとする。

### 第4 広告掲載料及び掲載期間

広告の掲載料は、1枠当たり月額25,000円とする。

2 広告を掲載する期間は、1月単位とし、広告の掲載の決定のあった日の属する月の翌月から開始する。

3 広告の掲載期間は、市のホームページの運営に支障がない範囲内とし、1年を限度とする。

### 第5 広告掲載希望者の募集

広告の募集は、原則として公募とし、市のホームページ及び広報西東京に掲載して行う。

2 前項の募集は、掲載枠に空きが生じた際に随時行うものとする。

3 第4第3項の規定により広告の掲載期間が満了する者が引き続き広告の掲載を希望する場合は、掲載期間の満了前に第6に規定する手続を行うものとする。

### 第6 広告掲載の申込み

広告の掲載を希望する者（以下「希望者」という。）は、西東京市ホームページ広告掲載申込書に会社概要等会社の業種が分かる書類、広告の案その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申し込むものとする。

### 第7 広告掲載の決定

市長は、第6の申込みがあったときは、要綱第6に規定する西東京市広告選定委員会による審査を経て広告の掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書又は広告掲載不承認通知書により希望者に通知するものとする。

### 第8 広告掲載料の納付

広告の掲載の決定を受けた希望者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する方法及び期日により広告の掲載料を納付しなければならない。

### 第9 広告主の責任

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

#### 第10 広告掲載に関する負担及び広告原稿の提出

広告の原稿は、広告主の負担で作成し、市長が指定する方法及び期日により提出するものとする。

#### 第11 広告掲載の取消し

市長は、広告の掲載の決定後、市のホームページの運営に支障があると認めたととき、市長が指定する期日までに広告の掲載原稿を提出しなかったとき、又は広告の掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

#### 第12 広告掲載料の還付

広告の掲載決定後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告の掲載料の一部又は全部を還付する。

- 2 広告の掲載期間内に、市の都合によりホームページを閉鎖した場合（システム若しくは機器の定期保守又は自然災害でやむを得ず閉鎖する場合を除く。）は、広告の掲載料の月額を閉鎖した日の属する月の日数で除した額に閉鎖した日数（閉鎖した時間の合計が24時間以上48時間未満の場合は1日分）を乗じて得た額を還付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、広告を掲載した月におけるホームページの閉鎖時間が合計で24時間に満たないときは、広告の掲載料の還付は行わない。
- 4 ホームページの閉鎖が1月を超える場合であって、当該閉鎖した日の属する月の初日から同月の末日まで閉鎖したときは、当該月分の掲載料を還付する。
- 5 第2項の規定により掲載料の還付額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定により還付する掲載料には、利子は付さない。

#### 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成19年4月12日から施行する。

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第12の規定は、平成20年4月1日以後に広告の掲載の決定があったものに適用し、同日前に広告の掲載の決定があったものについては、なお従前の例による。

##### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年12月20日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第12の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の

申込みから適用し、施行日前にした申込みについては、なお従前の例による。

別表（第3関係）

大きさ	縦60ピクセル・横120ピクセル
データ量	4 KB以内
データ形式	G I F形式（アニメーションG I F及び透過G I Fは不可）